高等学校等就学支援金制度の実施に伴う佐賀県立高等学校授業料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年４月８日

佐賀県教育委員会教育長　　甲　　斐　　直　　美

佐賀県教育委員会規則第８号

高等学校等就学支援金制度の実施に伴う佐賀県立高等学校授業料の減免に関する規則の一部を改正する規則

高等学校等就学支援金制度の実施に伴う佐賀県立高等学校授業料の減免に関する規則（平成26年佐賀県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（授業料の減免） **第２条**　条例第２条第３項に規定する教育委員会が経済的負担を軽減する必要があると認めるときとは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第１条第２項に該当しないときとする。ただし、高等学校等就学支援金その他の授業料に充てるための支援金（以下「就学支援金等」という。）の受給資格を有する場合であって、これらの受給資格の認定の申請を行わないときを除く。 ２　略 **様式第１号**（第４条関係） （表） 略 略 略 略 略 上記のうち休学等期間　略	（授業料の減免） **第２条**　条例第２条第３項に規定する教育委員会が経済的負担を軽減する必要があると認めるときとは、第４条第１項の規定により授業料の減免の申請を行うとき又は高等学校等就学支援金その他の授業料に充てるための支援金（以下「就学支援金等」という。）の受給資格を有する場合であって、これらの受給資格の認定の申請を行うときとする。 ２　略 **様式第１号**（第４条関係） （表） 略 略 略 略 略 上記のうち休学等期間　略

改正前	改正後
ふりがな 保護者等の氏名 生徒との続柄 略 添付書類 １　保護者等の個人番号カードの写し等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。）又は課税証明書等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（以下「令」という。）第１条第２項第１号に規定する合計額及び同項第２号に規定する額を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類）（写しでも可）（４～６月に申請するときは前々年の所得を証明するもの、７月～翌年６月に申請するときは前年の所得を証明するもの。） ２　１のほか、必要な書類の提出を求める場合があります。 略	略 添付書類 この申請書のほか、必要な書類の提出を求める場合があります。 略
（裏） 略 略 略 略	（裏） 略 略 略 略

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>在学月数の確認</td><td>略</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令第１条第２項に定める保護者等の算定基準額の確認（304,200円未満であること。）</td><td>□ 課税証明書により確認</td></tr>
<tr><td>保護者①　　保護者②
＋　　＝</td></tr>
<tr><td>チェック</td><td>略</td></tr>
</table>
略
略
</td><td>
<table>
<tr><td>在学月数の確認</td><td>略</td></tr>
<tr><td>チェック</td><td>略</td></tr>
</table>
略
略
</td></tr>
</table>

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高等学校等就学支援金制度の実施に伴う佐賀県立高等学校授業料の減免に関する規則第２条の規定は、令和７年４月１日から適用する。